

成田市宿泊税に関する有識者懇談会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県が宿泊税の導入に向けて具体的な検討を行っている状況に鑑み、本市における県宿泊税への上乗せの必要性及び妥当性その他観光振興、スポーツツーリズム、文化振興等に係る施策の財源のあり方等に関し意見を求めるため、成田市宿泊税に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 県宿泊税への上乗せの必要性及び妥当性その他観光、スポーツツーリズム、文化振興等の財源のあり方に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員は、宿泊税、観光振興等に識見を有する者のほか、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 懇談会の委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 懇談会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、財政部財政課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月4日から施行する